

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

部局名：経済部計量検定所（電話：011-572-1771）

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	計量法	15-3	勧告に係る措置をとるべきことの命令	未設定イ	
2	〃	35	指定定期検査機関の計量士等の解任命令	未設定イ	
3	〃	37	指定定期検査機関への指定基準適合命令	未設定イ	
4	〃	38	指定定期検査機関の指定の取消し等	未設定イ	
5	〃	48	修理事業者への改善命令	未設定イ	
6	〃	52-4	販売事業者への措置命令	未設定イ	
7	〃	64	指定製造者への指定基準適合命令	未設定イ	
8	〃	67	指定製造者への指定の取消	未設定イ	
9	〃	110-2	計量証明事業者への事業規程変更命令	未設定イ	
10	〃	111	計量証明事業者への適合命令	未設定イ	
11	〃	113	計量証明事業者の登録の取消	未設定イ	
12	〃	121-2	指定計量証明検査機関の計量士等の解任命令・指定基準適合命令及び指定の取消等	未設定イ	
13	〃	131	適正計量管理事業所への指定基準適合命令	未設定イ	
14	〃	132	適正計量管理事業所の指定の取消等	未設定イ	
15	〃	150	特定物象量の表記の抹消	未設定イ	
16	〃	151-1	検定証印等の除去	未設定イ	
17	〃	153-1	装置検査証印の除去	未設定イ	
18	〃	154-1	立入検査によらない検定証印等の除去	未設定イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載